

歩行者は横断歩道を利用しましょう！

※ 県内では横断歩行中の交通事故が多く発生しています。

※ 事故防止のため、高齢者の方々への注意喚起をお願いします。

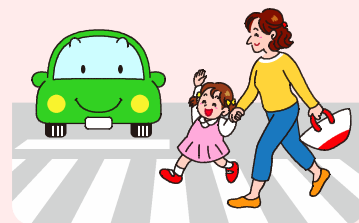


【 運転者の歩行者優先義務 】

- ① 横断歩道の手前では、停止できる速度で進行しましょう。
- ② 横断している、又は横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

【 歩行者の正しい横断 】

- ① 横断歩道が近くにあるときは、必ず横断歩道を渡りましょう。
- ② 車両等の直前又は直後の横断、斜め横断、横断禁止場所での横断はしないようにしましょう。



【 夕暮れ・夜間の交通安全対策 】

- ① 運転するときは、前照灯の早め点灯やハイビームの上手な活用を心がけましょう。
- ② 歩くときは、明るい服装で反射材用品やLEDライト等を活用しましょう。

※ **運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守りましょう！**



佐世保警察署

佐世保市天満町4番18号

電話 0956-23-0110（代表・FAX）